



鳥取県公報

平成15年11月28日(金)
号外第156号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則(28)	
	(給与課).....	1
	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(29)(＼).....	2
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(30)(＼).....	5
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(31)(＼).....	6
	住居手当に関する規則の一部を改正する規則(32)(＼).....	7

人事委員会規則

最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第28号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第68号)附則第2項の規定に基づき、平成15年12月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第3アの備考(2)又はイの備考(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員(以下「最高の号給を超える職員」という。)切替日の前日において任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第4項の規定による給料月額を受けていた職員(以下「6号給を超える任期付研究員」という。)及び切替日の前日において任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員(以下「7号給を超える任期付職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 最高の号給を超える職員の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の切替日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。） - 切替日の前日におけるその切替日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額の者の属する職務の級における最高の号給の額 + 切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

（期間の通算）

第3条 最高の号給を超える職員に対する切替日以後における最初の給与条例第4条第8項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第45号）附則第2項から第4項までの規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

（6号給を超える任期付研究員の給料月額の切替え）

第4条 6号給を超える任期付研究員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$108,000円 \times \frac{\text{旧給料月額} - 880,000円}{109,000円} + 870,000円$$

（7号給を超える任期付職員の給料月額の切替え）

第5条 7号給を超える任期付職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$132,000円 \times \frac{\text{旧給料月額} - 923,000円}{133,000円} + 913,000円$$

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、最高の号給を超える職員、6号給を超える任期付研究員及び7号給を超える任期付職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第29号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係） ア 行政職給料表		別表第2（第2条関係） ア 行政職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
1 級	<u>5,100円</u>	1 級	<u>5,200円</u>
2 級	<u>6,500円</u>	2 級	<u>6,600円</u>

3 級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

3 級	8,600円。ただし、1号給8,352円
4 級	9,900円
5 級	10,300円
6 級	11,000円
7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円
11 級	15,600円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円
8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,087円、3号給7,384円、4号給7,704円、5号給8,023円
2 級	9,100円。ただし、2号給7,780円、3号給8,109円、4号給8,518円、5号給8,964円
3 級	9,900円。ただし、2号給8,973円、3号給9,351円、4号給9,724円
4 級	10,700円。ただし、1号給10,485円
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円(給与条例別表第3アの備考(2)に定める職員にあっては、13,000円)
4 級	14,100円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円、8号給8,793円、9号給9,103円
2 級	11,800円。ただし、2号給8,640円、3号給8,959円、4号給9,283円、5号給9,630円、6号給9,994円、7号給10,498円、8号給11,029円、9号給11,565円
3 級	12,900円(給与条例別表第3アの備考(2)に定める職員にあっては、13,100円)
4 級	14,200円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3 級	12,300円(給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、12,500円) ただし、1号給12,150円(同表イの備考(2)に定める職員にあっては、12,500円)
4 級	13,700円

オ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,052円、3号給6,250円、4号給6,480円、5号給6,763円、6号給7,101円、7号給7,483円、8号給7,888円
2 級	9,700円。ただし、2号給8,257円、3号給8,698円、4号給9,108円、5号給9,517円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,479円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,318円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,615円、3号給11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,947円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円
2 級	11,700円。ただし、2号給7,366円、3号給7,740円、4号給8,149円、5号給8,640円、6号給8,959円、7号給9,283円、8号給9,630円、9号給9,994円、10号給10,498円、11号給11,029円、12号給11,565円
3 級	12,400円(給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、12,600円) ただし、1号給12,285円(同表イの備考(2)に定める職員にあっては、12,600円)
4 級	13,900円

オ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,084円、3号給6,282円、4号給6,511円、5号給6,795円、6号給7,137円、7号給7,519円、8号給7,924円
2 級	9,800円。ただし、2号給8,302円、3号給8,748円、4号給9,166円、5号給9,585円
3 級	11,700円。ただし、1号給11,605円
4 級	12,600円
5 級	15,800円。ただし、1号給15,498円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,200円。ただし、2号給10,692円、3号給11,151円
2 級	14,000円。ただし、1号給13,459円
3 級	15,600円
4 級	16,800円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,100円。ただし、2号給7,983円

3 級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

3 級	9,700円。ただし、1号給9,319円、2号給9,648円
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,400円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,876円、3号給7,128円、4号給7,389円、5号給7,668円、6号給8,041円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,091円、3号給8,469円、4号給8,887円、5号給9,157円、6号給9,427円、7号給9,706円
3 級	10,400円。ただし、1号給10,021円、2号給10,341円
4 級	10,800円
5 級	11,100円
6 級	12,500円
7 級	13,500円

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第30号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後											改 正 前											
別表第14 (第8条の4関係) 調整号給表											別表第14 (第8条の4関係) 調整号給表											
職務の級 給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	職務の級 給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
略											略											
医療職給料表(2)		11号給	略								医療職給料表(2)		12号給	略								
略											略											

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第8条の4又は第8条の5の規定を適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第31号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
1年以上2年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
2年以上3年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
3年以上4年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
4年以上5年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
5年以上6年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
6年以上7年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400
7年以上8年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600
8年以上9年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800
9年以上10年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000
10年以上11年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200
11年以上12年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400
12年以上13年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600
13年以上14年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800

14年以上15年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400
15年以上16年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000
16年以上17年未満	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600
17年以上18年未満	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200
18年以上19年未満	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800
19年以上20年未満	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400
20年以上21年未満	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000
21年以上22年未満	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400
22年以上23年未満	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800
23年以上24年未満	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900
24年以上25年未満	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200
25年以上26年未満	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600
26年以上27年未満	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000
27年以上28年未満	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400
28年以上29年未満	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700
29年以上30年未満	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400
30年以上31年未満	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000
31年以上32年未満	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300
32年以上33年未満	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500
33年以上34年未満	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第32号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（確認及び決定） 第7条 略 （職員以外の当該住宅の新築者等） 第7条の2 条例第9条の5第2項第2号の人事委員会	（確認及び決定） 第7条 略

規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 第3条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者
- (2) 第3条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

(支給の始期及び終期)

第9条 略

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、又は職員が条例第9条の5第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれその事実の生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月(それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(支給の始期及び終期)

第9条 略

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。